

補足説明 連結基礎概念に基づく会計処理

p. 10 の 5. 連結基礎概念と会計処理の補足説明は、以下のとおりである。

1. 連結の範囲

経済的単一体説では、親会社が他の企業を支配する能力を有していることが連結の条件であり、**支配力基準**により連結の範囲が決定される。これに対して、親会社説では、親会社が他の企業の議決権の過半数を所有していることが連結の条件であり、**持株基準**により連結の範囲が決定される。

2. 非支配株主持分・非支配株主に帰属する利益の表示

経済的単一体説によれば、非支配株主持分は**株主持分（資本）**の一部として表示され、非支配株主に帰属する利益は**利益の内訳項目**として表示される。これに対して、親会社説によれば、非支配株主持分は**負債と株主持分（資本）の中間項目**として表示され、非支配株主に帰属する利益は親会社株主に帰属する利益を算定する前に控除される。

3. 未実現損益の消去

経済的単一体説では、**ダウン・ストリーム**の場合には未実現損益は全額消去され、その全額を親会社が負担する（**全額消去・親会社負担方式**）。また、**アップ・ストリーム**の場合には、未実現損益は全額消去され、子会社に対する持分比率に応じて親会社と非支配株主がそれぞれ消去分を負担する（**全額消去・持分按分負担方式**）。これに対して、親会社説では、未実現損益のうち親会社の持分比率に相当する金額だけが消去される（**部分消去・親会社負担方式**）。

4. 子会社の資産・負債の評価

経済的単一体説では、子会社の資産および負債のすべてを支配獲得日の時価で評価する（**全面時価評価法**）。これに対して、親会社説によれば、株式取得日ごとに子会社の資産および負債のうち親会社持分に相当する金額だけを時価で評価する（**部分時価評価法**）。

5. のれんの測定

経済的単一体説では親会社持分のみならず非支配株主持分に見合うのれんも計上する**全部のれん方式**がとられる。これに対して、親会社説では、親会社持分に見合うのれんのみを計上する**買入れのれん方式**がとられる。

6. 支配獲得後の持分の変動（支配が継続する場合）

経済的単一体説では、子会社株式の追加取得および一部売却は**資本取引**とみなされ、損益は認識されない。これに対して、親会社説によれば、子会社株式の追加取得および一部売却は**損益取引**とみなされ、損益が認識される。